

西高介発第 000067 号
令和 4 年 6 月 1 7 日
(2 0 2 2 年)

各 { 高 齢 者 あ ん し ん 窓 口
居 宅 介 護 支 援 事 業 所
介 護 保 険 施 設 } 等 の 長 様

西宮市役所 高齢介護課長

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱い時における
認定調査について（通知）

平素より本市介護保険行政にご協力頂き、誠にありがとうございます。

さて、標記のことにつきまして対象となる被保険者、及びそのご家族等が当該取扱いを希望される場合は、「要介護（要支援）認定に係る面会等困難確認書」を介護保険（要介護・要支援）認定申請書類と併せてご提出くださいますよう、お願いしているところでございます。

先日、当課から認定調査を依頼させていただいた後、事業所様から、代行申請で「要介護（要支援）認定に係る面会等困難確認書」をご提出いただきましたが、後日、同事業所から調査票の提出があった事例がございました。当課から既に調査依頼を行っている場合でも、当課にて「要介護（要支援）認定に係る面会等困難確認書」を受け付けた時点で、調査依頼は無効となりますので、改めてお知らせさせていただきます。

なお、今後も、代行申請された介護保険（要介護・要支援）認定更新申請書類に「要介護（要支援）認定に係る面会等困難確認書」の添付が無い場合は、当該取扱いの希望がないものとして手続きを行いますのでご留意ください。

以 上

（問い合わせ先）西宮市健康福祉局福祉部 高齢介護課

電話 0798 (35) 3133・3348

要介護（要支援）認定に係る面会等困難確認書

下記Ⅰの状況に該当する場合、ⅠからⅤを記入の上、本確認書を申請書に添付し、西宮市高齢介護課へご提出ください。（従来の有効期間に、新たに12ヶ月を合算します。）

※Ⅰのうちいずれにも該当しない場合は、この用紙の提出は不要です。

※本確認書を提出していただいた場合でも、今後の情勢によっては、認定調査や主治医意見書をもって審査を行う、通常の更新申請の取り扱いとする場合がございます。

Ⅰ 新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため

- 該当に✓
- 調査のための面会が困難
 - 主治医意見書作成のために必要な医療機関の受診が困難

Ⅱ 前回認定時から介護を必要とする程度が変わっていない

- 該当に✓
- はい
 - いいえ → 要支援・要介護者新規申請、もしくは区分変更申請の手続きが必要です。（介護保険法 第二九条、第三三条の二に基づく）

Ⅲ 更新申請している被保険者について

被保険者番号	
フリガナ	
氏名	
有効期間終了日	令和 年 月 日

Ⅳ 施設が面会を禁止している場合

病院名・施設名	
---------	--

Ⅴ 記入日： 令和 年 月 日

被保険者氏名： _____

（代筆者）： _____（本人との関係）

（事業所名）： _____

電話番号： _____

【事業所様向け案内】

高齢介護課から既に調査依頼を行っている場合でも、本確認書のⅠのうちいずれかに該当及びⅡの「はい」に該当する場合は、当課にて本確認書を受け付けた時点で調査依頼は無効となります。